

始良市農業委員会総会議事録（8月）

1. 開催日時 平成28年8月31日（水） 午後1時30分～4時

2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

出席委員（25人）

委 員

1 番	欠 員	1 5 番	川島 兼次
2 番	内甌 達也	1 6 番	柊元 栄治
3 番	今村 逸子	1 7 番	井之上 政尋
4 番	松尾 博好	1 8 番	瀬尾 幹男
5 番	東 隆 雄	1 9 番	夏 田 恒
6 番	恒見 忠雄	2 0 番	池端 隆志
7 番	湯元 秀誠	2 1 番	西 泰 行
8 番	堂前 澄男	2 2 番	坂元 廣幸
9 番	松下 宏一	2 3 番	前田 三枝子
1 0 番	米迫 慎二	2 4 番	森 洋 一
1 1 番	白尾 親昭	2 5 番	西堂路 勝博
1 2 番	宇都 和義	2 6 番	谷口 義文
1 3 番	小長野 誠	2 7 番	小麥田 眞一
1 4 番	本村 正一		

欠席委員 1名

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地転用事業計画変更申請について
6. 議案第 4 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 農地あっせんの経過報告
9. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
10. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

始良市農業委員会総会議事録（平成２８年８月）	
	（大会議室に全員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。
議 長	〔１、総会の通告〕 ただいまから、平成２８年度第５回始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席委員は２６名中、２５名で、定足数に達しておりますので、 総会は成立しております。尚、本日は、１２番委員から病気の為欠席届けが出て おります。
議 長	————— 会務報告 ————— それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会 議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて いただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、８番委員、９番委員にお願いいたします。 つぎに、日程第２会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職 員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限 により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関 する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますの で、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案、終了後に入室着席していただきます。なお、この規定では、委員 本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等につ いては、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いい たします。
	————— 議案第１号 —————

議 長	それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定について議題に供します。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についてご説明致します。 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。 この法律につきましては、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地の集積等を行うことにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は8月31日を予定致しております。また、契約の始期9月1日を予定しております。 契約年数、3年が4件、合計の4件です。面積につきましては、合計面積の4,579㎡です。農用地利用集積計画貸借の内容については、総会資料2ページにありますのでご覧になって下さい。以上、第1号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1番から4番までについて質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。 議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての1番から4番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定について、1番から4番までについては原案のとおり決定いたしました。
————— 議案第2号 —————	
議 長	次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から5番について説明をお願いします。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、3ページ、4ページとなります。今月申請は、5件です。各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の1ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。 それでは、ご説明いたします。 1番 譲受人、寺師在住の〇〇さん。譲渡人、寺師在住の〇〇さんの売買に

議 長	よる所有権移転です。申請地の所在は、寺師字北迫〇〇番地、田 面積 1, 3 4 0 m²です。下限面積につきましては、経営面積 2, 3 3 6 m²と取得面積 1, 3 4 0 m²合計 3, 6 7 6 m²となります。以上で 1 番の説明を終わります。 ただいまの事務局説明に関連して、3 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3 番です。それでは、調査報告をいたします。8 月 2 1 日、譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取りを行い申請地を調査いたしました。申請地は〇〇さん宅の道路向かい側で、現在耕作はしてはいなかったですが、きれいに草を刈って管理されていました。労働力、機械等も揃っており、問題はありませんでした。よって当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。
議 長	次の、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	2 番についてご説明いたします。譲受人、霧島市溝辺町在住の〇〇さん。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、住吉字早田尻〇〇番地〇、畑 2 2 0 m² 同字〇〇番地〇、畑 1 9 4 m²です。以上で 2 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 2 番に関連して、2 1 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	2 1 番です。それでは、調査報告をいたします。8 月 1 5 日、譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取りを行い申請地を調査いたしました。〇〇さんは、ぶどう、梨の果樹農家で観光農園の先駆者であり、後見者もおおり農機具も揃っており申請地もきれいに管理されており、問題はないと思われるので、当申請は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。
議 長	次の、3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	3 番についてご説明いたします。譲受人、加治木町木田在住の〇〇さん。譲渡人、大阪府八尾市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字西塩入〇〇番地〇、田 1, 0 3 5 m² 同字〇〇番地〇、田 8 9 0 m²、合計面積が 1, 9 2 5 m²です。もう一つが譲渡人、神奈川県秦野市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字西塩入〇〇番地〇、田 9 2 8 m²です。以上で 3 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 3 番に関連して、1 1 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委員 11番です。それでは、調査報告をいたします。8月17日、譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取りを行い申請地を調査いたしました。申請地は早期米の栽培地で、収穫も終わっておりました。譲受人は高齢で農機具も整理していましたが、今後も植え付け、収穫は委託をして早期米を栽培して行くという事でした。このような事から、よって当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。
議長	次の、4番について事務局の説明を求めます。
	事務局 4番についてご説明いたします。譲受人、西餅田在住の〇〇さん。譲渡人、始良市北山在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、西餅田字原田〇〇番地〇、田 298㎡です。以上で4番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の4番に関連して、7番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員 7番です。それでは、調査報告をいたします。8月22日、譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取り調査いたしました。申請地は桜島サービスエリアの北側の高速道路沿いに平行して道路がありますが、その道路沿いに田んぼがありまして、そこは、きちんと保全管理されており草払い等が行われていました。〇〇さん宅は、皆さん方も道路を通ると分かると思いますが、サービスエリアの南側の道路沿いの〇〇さんで、そこを訪問して聞き取りを行いました。畑はあり耕運機もあり補償等支障はありませんかとお尋ねしましたら、奥様が〇〇さんと契約しているとの事で稲刈りは、問題ありません。という事でした。自己米の加工をしたいという事が今回の求められた理由と思われます。よって当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。
議長	次の、5番について事務局の説明を求めます。
	事務局 5番についてご説明いたします。譲受人、加治木町木田在住の〇〇さん。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町木田字西塩入〇〇番地〇、田 863㎡です。以上で5番の説明を終わります。
議長	ただいまの説明の5番に関連して、11番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	11番です。それでは、調査報告をいたします。8月17日、譲受人〇〇さんと申請地でお会いし聞き取り調査いたしました。調査の結果、譲受人は、農機具等も所有しております。また、当申請地は、雑草なども刈り取られておりました。登記完了後に盛土をして、畑として野菜を栽培して行くということでした。これらの事から、当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと

議 長	思われますので、許可相当と思われます。 これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、1番から5番までについて、一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から5番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
————— 議案第3号 —————	
議 長	次に、日程第5、議案第3号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。 先ず1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第3号農地転用事業計画変更についての1番についてご説明します。申請人は始良市内の〇〇さんで土地の所在は、西餅田字上今別府〇〇番地〇、地目 畑 288㎡ 当初の転用目的は、宅地造成で許可日は、平成28年7月5日です。変更理由は、隣接地〇〇番地〇、畑 354㎡を取得し一体利用し事業面積642㎡について、宅地造成を行おうとするもので、事業計画の変更を行うものです。議案第4号2番と同一申請地です。
議 長	ただいまの説明に関連して、18番委員に、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての2番とも関連がありますので一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	18番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、始良駅から北東に約500mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は畑、南は駐車場、北は5条の申請中です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、報告を終わります。
議 長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。

事務局	2番についてご説明します。申請人は鹿児島市在住の〇〇さんで、土地の所在は、宮島町〇〇番、地目 畑 305㎡当初の転用目的は貸し駐車場で 許可日は平成28年1月26日です。変更理由は、貸し駐車場の計画でしたが借り人がなかなかいない状態であったので自己の永住用家屋の計画に至り事業計画の転用目的を一般住宅に変更を行おうとするもので、事業計画の変更を行うものです。議案第4号3番と同一申請地です。
議 長	ただいまの説明に関連して、19番委員に、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての3番とも関連がありますので一括して、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	19番です。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良小学校から東に約450mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は宅地、南は畑、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3番についてご説明します。申請人は愛知県春日井市の〇〇さん、土地の所在は、日木山字石元〇〇番地 地目 畑 520㎡ 同字他9筆 畑 合計6,579㎡当初の転用目的は太陽光発電所で、許可日は平成28年1月26日です。変更理由は、隣接地同字〇〇番地 畑 1,295㎡、同字〇〇番地 畑 751㎡、合計2,046㎡を追加して取得し、太陽光発電所として一体利用するもので、パネル枚数、発電量は当初のとおりで、パネル間の幅を広げ管理作業車の通路等の余裕をとるものです。隣接地〇〇番地 原野 574㎡ を一体利用し、総事業面積は9,197㎡となります。事業計画の変更を行うものです。議案第4号14番の隣接地です。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番委員に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての14番とも関連がありますので一括して、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	7番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。造成工法は、現状のまま、土留め工法は塀ブロック0.4m 申請地の位置は、中野公民館から西に約200mの位置です。被害防除の現況は、東は雑種地、西は道路、南も道路、北も道路です。申請実現の確実性は、九州電力の認定書及び工事費負担金請求書もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、報告を終わります。

議 長	これより議案第3号農地転用事業計画変更申請についての1番から3番について、一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案3号農地転用事業計画変更申請についての、1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第3号農地転用事業計画変更申請についての1番から3番は、原案のとおり承認いたします。
————— 議案第4号 —————	
議 長	次に、日程第6、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から4番について説明をお願いします。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明します。申請人は〇〇さん、土地の所在は寺師字北迫〇〇番地〇、地目 畑、面積 56㎡です。農地区分は農業振興地域内で、農用地区域の設定はありません。都市計画区域内ですが、用途の設定はありません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は2種農地と判断されます。 転用目的は合併浄化槽です。申請理由は、平成14年3月から、申請地に合併浄化槽を設置したためと言う事です。資金は追認案件のため不要、土地改良区の区域外です。始末書の添付及び被害防除計画書の添付があります。追認案件のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取となります。以上です。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、13番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	13番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、寺師公民館から東に約450mの位置です。被害防除の現況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資は、転用済の為、確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。

議 長		次の、2番について、事務局の説明をお願いします。
	事務局	2番についてご説明します。申請人は始良市の〇〇さん、土地の所在は、西餅田字上今別府〇〇番地〇、地目 畑、面積288㎡です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内で用途が第一種中高層住居専用地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、隣接地〇〇番地〇、畑 354㎡です。申請地と一体利用総事業面積は642㎡です。申請理由は申請地が宅地分譲の適地と判断したものということで転用申請をされるものです。資金は自己資金で対応、土地改良区は区域外です。被害防除計画書の添付があります。議案第3号1番と同所同番です。以上です。
議 長		本件については、議案第3号1番で、18番委員から報告済でありますので、補足説明については、省略いたします。 次の、3番について、事務局の説明をお願いします。
	事務局	3番についてご説明します。申請人は鹿児島市在住の〇〇さん、土地の所在は宮島町〇〇番地〇、地目 畑、面積305㎡です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が準住居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅です。申請理由は、申請地に自己の永住用家屋の建築計画に至る。ということで、資金は自己資金で対応し、土地改良区等の区域外で、被害防除計画書の添付があります。議案第3号2番と同所同番です。以上です。
議 長		本件については、議案第3号2番で、19番委員から報告済でありますので、補足説明については、省略いたします。 次の、4番について、事務局の説明をお願いします。
	事務局	4番についてご説明します。申請人は始良市平松在住の〇〇さん、土地の所在は、平松字諏訪原〇〇番地〇 地目 畑 34㎡ 平松字諏訪原〇〇番地〇、地目 畑 50㎡ 合計2筆84㎡です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内で用途が第一種住居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅、通路です。申請理由は、〇〇番地は隣接地〇〇番〇、宅地 382㎡と一体利用し一般住宅とし、〇〇番〇は通路として利用するものとのことで、全体事業面積は466㎡です。資金は自己資金で対応、土地改良区は区域外です。以上です。
議 長		ただいまの説明の4番に関連して、19番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

	委 員	19番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、コスモス重富店から北に約50mの位置です。被害防除の現況は、東は、宅地、西も宅地、南も宅地、北は市道と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上、報告を終わります。
議 長		これより、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から4番までについて、一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番について原案のとおり、意見決定及び許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第4号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番は、原案のとおり、意見の決定及び許可が決定いたしました。
		————— 議案第5号 —————
議 長		次に、日程第7、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から18番について説明をお願いします。 それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番についてご説明します。譲受人は始良市西餅田在住の〇〇さん、譲渡人は、熊本県宇土市在住の〇〇さん、〇〇さんの分は、土地の所在が松原町1丁目〇〇番地〇、地目 畑 面積639㎡の内209㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積69.08㎡です。申請理由は、現在、借家住まいで手狭である為。自己の住宅を建築するもので、資金は融資で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要、被害防除計画書の添付があります。以上です。

議 長	ただいまの説明に関連して、18番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	18番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から北東に約10mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は畑、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	2番についてご説明します。譲受人は鹿児島市の〇〇さん、譲渡人は鹿児島市明和在住の〇〇さん、土地の所在は、平松字水流〇〇番地〇、地目 田、面積1,226㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が準工業地域に指定されております。土地改良等の施行はありません、農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は駐車場です。申請理由は、現在使用中の駐車場が手狭になり不便なため、事業所に近く安全管理または車両管理に利便性の高い申請地を選定した。とのこと。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、20番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	20番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、クロネコヤマト始良店から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は里道、西は市道、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	3番についてご説明します。譲受人は日置市伊集院町の〇〇さん、譲渡人は3名で加治木町仮屋町在住の〇〇さんの分は、土地の所在が加治木町木田字迫田 地目 田 面積747の内109㎡で、加治木町木田在住の〇〇さん、土地の所在が加治木町木田字迫田〇〇番地〇、地目 田、面積71㎡ 加治木町木田字迫田 地目 田、面積449㎡ 加治木町木田在住の〇〇さんの分は、土地の所在が加治木町木田字迫田〇〇番地〇、地目 田、面積71㎡ 合計4筆の面積が1,717㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして

議 長	農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は申請地は住宅街の中にあり、生活の利便性も良く、環境の面でも申し分ないと判断した為。との事です。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付もあります。以上です。 ただいまの説明に関連して、7番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	7番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、老人ホーム龍門の里から東に約10mの位置です。造成工法は、盛土1.7m 土留め工法は、L型擁壁1.7m 被害防除の現況は、東は河川道路、西は市道、南は宅地と田、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の4番について事務局の説明を求めます。
事務局	4番についてご説明します。借り人は始良市西餅田在住の〇〇さん、〇〇さん、貸し人は始良市西餅田在住の〇〇さん、土地の所在は、西餅田字西の妻〇〇番地〇、地目 畑、面積217㎡で、権利内容は使用貸借権の設定です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種住居地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積112.35㎡です。申請理由は、母より申請地を借り受けて一般住宅を新築するため、との事です。資金は融資で対応し、土地改良区等は区域外、また、被害防除計画書の添付があります。また、隣接地〇〇番地〇、宅地の一部130㎡と一体利用、全体事業面積は347㎡となります。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	7番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、始良市図書館からバイパスを挟んで、北西に約150mの位置です。造成工法は、現状のままです。土留め工法は、不要です。被害防除の現況は、東は道路、西は宅地、南は道路、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、5番について事務局の説明を求めます。 5番についてご説明します。譲受人は大阪府豊中市の〇〇さん、譲渡人は2

議 長 委 員	名で東京都江戸川区在住の〇〇さんの分は、土地の所在は西餅田字百田〇〇番地、地目 田、面積595㎡です。始良市西餅田在住の〇〇の分は、土地の所在は西餅田字百田〇〇番地、地目 田、面積1,841㎡ 2筆合計の2,436㎡ 権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内で用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、土地利用協議開発行為により宅地造成 11区画をする。とのことで、資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書、被害防除計画書の添付があります。以上です。 ただいまの説明に関連して、13番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 13番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、県立始良高等技術専門学校から東に約10mの位置です。被害防除の現況は、東は田と道路、西は水路、南は道路、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上で報告を終わります。
議 長 事務局	次の、6番について事務局の説明を求めます。 6番についてご説明します。借り人は始良市松原町在住の〇〇さん、貸し人は始良市東餅田在住の〇〇さん、土地の所在は松原町3丁目〇〇番〇、地目畑、面積184㎡です。権利内容は親子間の使用貸借権の設定です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積124.68㎡です。申請理由は、現在借家住まいで手狭になった為、申請地を借り受けて自己の住宅を建築する。とのことで、資金は自己資金と融資で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番地〇、宅地213.99㎡と一体利用し、全体事業面積397.99㎡となります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、18番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 18番です。農地区分は、第3種農地で、問題はありません。申請地の位置は、帖佐駅から南に約350mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は宅地、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金及び融資証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。

議 長 事務局	次の、7番について事務局の説明を求めます。 7番についてご説明します。譲受人は始良市西餅田在住の〇〇さん、譲渡人は大阪府寝屋川在住の〇〇さん、土地の所在は松原町3丁目〇〇番〇、地目 畑、面積184㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積93.15㎡です。申請理由は、現在借家住まいで子供も成長したので、叔父から申請地を買って一般住宅を建築致します。とのことで資金は融資で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。一般住宅500㎡超え理由書あります。一般住宅で500㎡を超えますので県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、20番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 20番です。農地区分は、第3種農地であり問題はありません。申請地の位置は、重富小学校から北に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は宅地、南も宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、8番について事務局の説明を求めます。 8番についてご説明します。譲受人は始良市内の〇〇さん、譲渡人は始良市西餅田在住の〇〇さん、土地の所在は西餅田字太良山野〇〇番地〇、地目 畑、面積618㎡の内75㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種低層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は通路です。申請理由は、隣接地は、通路としてH28年2月に農地転用を受けましたが、測量等の結果、道路幅員が6.5mに足りない為、今回申請地の一部を道路拡張して6.5mの公衆用道路として造成します。周囲の環境等を考慮すると宅地分譲用地に適所と判断したため、とのことで、資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、19番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 19番です。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、桜島サービスエリアから南東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東

議 長	は市道、西は畑、南は宅地、北は畑と田です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
事務局	次の、9番について事務局の説明を求めます。 9番についてご説明します。譲受人は東餅田在住の〇〇さん、譲渡人は加治木町日木山在住の〇〇さん、土地の所在は西餅田字中松原〇〇番地〇、地目 田、面積44㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地拡張です。申請理由は既存共同住宅用地の拡張計画に至る。ということで、資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番地〇、宅地176.43㎡、〇〇番地〇、宅地218.52㎡と一体利用し、全体事業面積438.95㎡となります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、19番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	19番です。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良駅から東に約350mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は道路用地、南は公園、北は道路用地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、10番について事務局の説明を求めます。
事務局	10番についてご説明します。譲受人は、宮崎県宮崎市在住の〇〇さんで、譲渡人が、宮崎県宮崎市在住の〇〇さんの申請地が、蒲生町下久徳字横尾口〇〇番地、地目 田、面積489㎡ 蒲生町下久徳字横尾口〇〇番地〇、地目 畑、面積314㎡ 合計2筆の803㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内で、農用地区域の設定はありません。都市計画内ですが用途の設定はありません。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は大意要綱発電所です。申請理由は、申請地を受贈し太陽光発電設置の計画にいたる。ということで、資金は自己資金と融資で対応し、土地改良区の意見書、被害防除計画書はあります。太陽光発電事業の必要書類、経産相、九州電力等の書類も完備しております。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、17番委員から、調査の結果並びに補足説明を

	お願いします。
議 長	委員 17番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、横尾口団地公民館から北に約150mの位置です。被害防除の現況は、1筆目は、東は水路と畑、西は墓地、南は道路、北は畑です。2筆目は、東が畑、西は水路、南は畑、北が畑です。申請実現の確実性は、九電の認定書及び工事費負担金請求書もあり確実です。条件および特記事項は、北側の通作路を確保すること。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
	次の、11番について事務局の説明を求めます。 事務局 11番についてご説明します。譲受人は始良市の〇〇さん、譲渡人は東餅田在住の 〇〇さん、申請地が西餅田字上今別府〇〇番地〇、地目 畑、面積354㎡ 権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に指定されております。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、周囲の環境等を考慮すると宅地分譲用地に適所と判断したため、選定した。との事で、資金は自己資金で対応し、土地改良区等は区域外、被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇、議案第4号2番申請地 288㎡と一体利用し、全体事業面積642㎡となります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、18番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員 18番です。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、始良駅から北東に約500mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は畑、南は4条申請中、北は畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、12番について事務局の説明を求めます。
	事務局 12番についてご説明します。 譲受人は始良市の〇〇さん、譲渡人始良市西餅田在住の〇〇さん、の申請地が、永池町〇〇番地〇、地目 畑、面積384㎡で、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内で用途が第一種中高層住居専用地域に指定されています。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲 一筆分譲として利用する為、ということで、資金は自己資金で対応し、

議 長	土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。
委 員	ただいまの説明に関連して、２０番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 ２０番です。農地区分は、第３種農地で問題はありません。申請地の位置は、Ａコープ重富店から北に約１００ｍの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は宅地、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、１３番について事務局の説明を求めます。
事務局	１３番についてご説明します。譲受人は奄美市の〇〇さん、譲渡人は、兵庫県在住の〇〇さん、の申請地が、池島町〇〇番地〇、地目 畑、面積２７４㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域に設定されています。土地改良等の施工はありません。農地の広がり１０ha 未満です。従いまして農地区分は３種農地と判断されます。転用目的は一般住宅１棟の建築面積が１３２㎡です。申請理由は、現在借家住まいの為、申請地を取得し、一般住宅を建築するため。ということです。資金は融資で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、２０番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	２０番です。農地区分は、第３種農地で問題はありません。申請地の位置は、重富中学校から北に約１００ｍの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は宅地、南も宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	ここで休憩を取ります。 (休憩)
議 長	それでは、休憩を解いて審議にはいります。
議 長	次の、１４番について事務局の説明を求めます。
事務局	１４番についてご説明します。譲受人は愛知県春日井市の〇〇さん、譲渡人

議 長	は加治木町日木山在住の〇〇さん、の申請地が、加治木町日木山字石元〇〇番地、地目 畑、面積1,295㎡ 加治木町日木山字石元〇〇番地、地目 畑、面積751㎡ 合計2筆の面積が2,046㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内で、農振農用地区域の設定はありません。都市計画外です。土地改良等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所です。申請理由は、申請地は日当たりが良く太陽光パネルを設置するのに最適な環境であった為。ということで、資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。H28年1月26日5条許可済 議案第3号3番申請地の部分と一体利用し、全体面積は9,197㎡となります。以上です。
事務局	本件については、議案第3号3番で、7番委員から報告済でありますので、補足説明については、省略します。 次の、15番について事務局の説明を求めます。
事務局	15番についてご説明します。譲受人は鹿屋市輝北町在住の〇〇さん、譲渡人は、寺師在住の〇〇さん、の申請地が寺師字園田〇〇番地〇、地目 田、面積494㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内で、農用地区域の指定はありません。都市計画内ですが用途設定はありません。土地改良等の施工はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅1棟の建築面積が143.93㎡です。申請理由は、父より申請地を借り住宅を新築する。ということです。資金は融資で対応し、土地改良区はありません。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、17番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	17番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題はありません。申請地の位置は、生協始良商品センターから北に約150mの位置です。被害防除の現況は、東は雑種地、西は道路、南は雑種地、北は田です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、16番について事務局の説明を求めます。
事務局	16番についてご説明します。譲受人は始良市の〇〇さん、譲渡人は、霧島市国分在住の〇〇さん、権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内ですが、農振農用地区域の設定はありません。都市計画外です。土地改良等の施工はありません。ただし、農地の広がり10ha以上です。従いまして農地区分は1種農地と判断されます。転用目的は建売住宅1棟の建築面積64.5

議 長	9㎡です。申請理由は、申請地は古くからの農村集落の一角に隣接していて、近隣は老人施設も複数存在している地域であり、住宅環境も良いので、申請地に建売住宅を建設します。とうことで、資金は自己資金で対応し、土地改良区は区域外、被害防除計画書の添付があります。また、1種農地の案件のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取が必要かと思われます。以上です。 ただいまの説明に関連して、13番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	13番です。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である。集落接続施設に該当する為問題はありません。申請地の位置は、大山団地から南東に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は市道、南は市道、北は水路と道路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	次の、17番について事務局の説明を求めます。
事務局	17番についてご説明します。譲受人は鹿児島市東開町の〇〇さん、譲渡人は東餅田在住の〇〇さん、〇〇さん他2名分が東餅田字下大門口〇〇番地、地目 田、面積1,553㎡です。東餅田在住の〇〇さん分が、東餅田字下大門口〇〇番地〇、地目 田、面積1,067㎡の内924㎡です。霧島市隼人町在住の〇〇さん分が、東餅田字下大門口〇〇番地、地目 田 548㎡で、合計3筆の面積が3,025㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内で用途が準工業地域に指定されており、土地改良等の施工はありません。ただし、農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成、申請理由は住宅需要が見込まれる為、申請地を宅地造成地として選定した。なお、申請地の周辺には事業目的に使用することが可能な土地はない。とうことで、資金は自己資金で対応し、土地改良区はあります。被害防除計画書の添付があります。また、転用面積が3,000㎡を超える案件のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取が必要かと思われます。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、7番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	7番です。農地区分は、第3種農地で問題はありません。申請地の位置は、十日町公民館から東に約25mの位置です。造成工法は、盛土0.5m 土留め工法は、L型擁壁0.9mを施行するという事です。被害防除の現況は、東は雑種地、西は田と宅地、南は水路と道路、北は田と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。参考資料の93ページをご確認ください。公と印鑑を押してある向かい側をどうするのか、委員会でも検討中との事でし

議 長	たが、保留という事になるという事でしたが、早急に協議を進めて対処方法をまた整理するという事でした。日にちを空け回答がきまして委員会の方に汚水処理を確実にを行うという事でしたので総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
事務局	次の、１８番について事務局の説明を求めます。 １８番についてご説明します。譲受人は、西餅田在住の〇〇さん、譲渡人は、中津野在住の〇〇さん、の申請地が、中津野字テイコ〇〇番地〇 地目 田、面積４１０㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域内で、農振農用地区域の設定はありません。都市計画内ですが用途の設定はありません。土地改良等の施工はありません。農地の広がりは一〇ha以上です。従いまして農地区分は一種農地と判断されます。転用目的は一般住宅一棟の建築面積が１０１㎡です。申請理由は、当申請地を祖父より受贈し、〇〇さんが私共の永住用家屋の建築計画に至る。ということです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、１７番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	１７番です。農地区分は、第一種農地であるが第一種農地の不許可の例外である。集落接続施設に該当する為問題はありません。申請地の位置は、ナフコ始良店から南西に約２５０mの位置です。被害防除の現況は、東は道路、西は田、南は水路と道路、北は田です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件および特記事項としては、北側の緩衝地の確保、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見であります。以上、報告を終わります。
議 長	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第５号農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について、１番から１８番までについて一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。
委 員	はい、２４番です。
議 長	２４番委員どうぞ
委 員	１件確認です。議案第５号農地法第５条の１５番について、権利内容が所有権移転となっていますが、借りであれば使用貸借だと思いますが、説明の中では、譲り受けと言われたと思います。ならば所有権移転ですが、どちらですか？

	事務局	誠に申し訳ございません。使用貸借で申請があり、その後、贈与に変更になりました。申請理由は、父より申請地の贈与を受け住宅を新築する予定。と訂正をお願いします。
議 長		他にありませんか。
	委 員	[質問なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から18番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
	委 員	[全員挙手]
議 長		全員賛成ですので、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から18番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については「意見聴取」いたします。
		————— 農地あっせんの経過報告 —————
議 長		次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	はい、農地あっせんの経過報告です。別紙資料をお開けください。経過報告の4ページ46番、申請人〇〇さん、先日21番委員さんから、ご報告のありました件です。来年から無償という事でしたので、〇〇さんにご連絡いたしました。〇〇さんは、検討させて欲しいとの回答でした。また、来月以降に意見調査したいと思います。 そして、先月の保留案件については、売渡は5年貸付については、3年という事で文章の準備を進めています。来月再来月には、文章の準備をしたいと思います。以上で経過報告を終わります。
議 長		あっせん委員から、何か報告等ございませんか。 ただいまの、事務局及びあっせん委員からの報告について、発言のある方は挙手願います。 何かご発言等ございませんか。
	委 員	『質問、意見なし』
議 長		それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。

————— 農用地利用集積計画 合意解約 —————	
議 長	次に、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告をいたします。8月は、2件が提出されております。内容については、別紙、合意解約8月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですのでご理解方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。
議 長	ただいまの事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— その他 —————	
議 長	それでは、その他で何かございませんか。
議 長	来月の現地調査及び総会の日程についてですが、現地調査は、9月23日 金曜日に、総会は、9月30日 金曜日に開催予定でよろしいですか。
	それでは、現地調査委員についてですが、9月23日の現地調査委員は、1班を、21番委員、22番委員、23番委員に、2班を、24番委員、25番委員、2番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願ひします。
	その他で委員からご発言はありませんか。
委 員	はい、議長 10番です。
議 長	はい、10番委員どうぞ
委 員	10番です。その他のその他として、市会議員の方々にお願い事があります。昨日、麦の会議に参加しました。味噌作りのグループの皆さんとの会話の中で、麦は昨年に比べて倍ほどの収穫量があったにも係わらず、味噌作りの施設が不足している為、十分な加工が出来ない。朝5時に並ばなければ順番も取れないのが現状。また使用料についてもバラつきがある事、釜が壊れている事等の意見がありましたので、ご検討ください。
議 長	市議の方々から、ご意見をお願ひ致します。 7番委員お願ひします。

委員	7番です。蒲生町には、役場の後ろにありますふれあいセンター、漆の農産加工センター、北山、各地にあります。漆の場合は、法人化された加工グループがありまして、そこを中心にその施設を専用に使っています。一般の方は利用しづらいという事になります。施設も足りない気もしますので、谷口議員と力を合わせて麦の消費拡大を含めて施設の充実を訴えて行きたいと思います。
議長	26番委員、お願いします。
委員	はい、26番です。農業委員の皆様の前で要望がありましたので、今7番委員が言われましたとおり、二人でしっかりこの件について対応して行きたいと思います。以上です。
議長	ありがとうございました。ほかにありませんか。 それでは以上をもちまして、平成28年度第5回始良市農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	〔閉会〕 姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員	
署名委員	